



# 彩の国資源循環工場整備事業 (借地施設)

## 募集要綱

- 公共関与による総合リサイクル施設の整備 -

平成13年11月

埼 玉 県

# は じ め に

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町の環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

「彩の国資源循環工場」は、廃棄物を資源とする製品開発や効率的な資源・エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止、環境修復などの様々な技術分野に先導的に取り組むとともに、我が国を代表する環境産業・研究開発拠点として整備するものです。

この「彩の国資源循環工場」の実現が、行政、企業、地域住民の相互理解と協調に基づく廃棄物問題の解決に新たな道を拓くとともに、環境産業のさらなる発展に結びつくよう埼玉県として全力を挙げて取り組んでまいります。

「彩の国資源循環工場」の整備に当たっては、埼玉県がPFI事業として「事業基盤施設」、「公園・緑地施設」及び「サーマルリサイクル施設」（以下「PFI施設」という。）を整備するとともに、借地事業として「リサイクル施設」「資源再生施設」及び「研究施設」（以下「借地施設」という。）について、民間から広く提案を募集し、借地事業用地を提供することといたしました。

これからの本格的な循環型社会の形成に向けて、民間企業の高度な技術力・経営力を生かし、効率的・経済的な事業として実施するとともに、事業の安全性や透明性などについて、創意工夫に富んだ積極的な御提案をいただけるよう心からお願い申し上げます。

平成13年11月6日

埼玉県知事 土屋 義彦

# 目 次

第 1	事業の概要	
1	事業の名称	1
2	事業の趣旨	1
3	施設の概要	1
4	事業の仕組み	2
5	事業スケジュール	3
6	借地事業者の募集・契約者	3
7	本事業の事務局	3
第 2	事業条件	
1	事業の仕組み	4
2	借地事業用地の確定	4
3	借地事業用地の賃貸	4
4	施設の建て替え及び契約期間終了後の措置	4
5	事業基盤	5
6	負担金	5
7	受入廃棄物及び県内事業者の活用	6
8	埼玉県への優遇措置	6
9	公害防止措置	6
10	搬出入路	6
11	操業日及び操業時間	6
12	資源利用の効率性	6
13	事業基盤施設整備事業への協力	7
14	地元雇用への配慮	7
15	情報開示	7
16	工事確認等	7
17	安全管理システム	7
第 3	責任分担及び事業の継続が困難になった場合の措置	
1	責任分担	8
2	借地事業者の債務不履行	9

第 4	応募者の資格		
1	応募者の資格	.....	1 0
2	代表企業の選定	.....	1 0
3	構成員の変更	.....	1 0
4	応募の辞退	.....	1 0
5	応募者の失格	.....	1 0
6	一応募者の複数提案	.....	1 1
7	提案の修正禁止	.....	1 1
8	応募・提案に要する費用	.....	1 1
9	著作権の帰属	.....	1 1
第 5	募集及び審査手続き		
1	募集手続き	.....	1 2
2	審査手続き	.....	1 3
第 6	協定及び契約の締結		
1	協定の締結	.....	1 4
2	契約の締結	.....	1 4
3	協定及び契約の解釈に疑義が生じた場合の措置	.....	1 4
第 7	応募提出資料		
1	参加申込資料	.....	1 5
2	提案書	.....	1 6
別添 1	( 事業用地図 )	.....	1 8
別添 2	( 彩の国資源循環工場事業化検討委員会設置要綱 )	.....	1 9
様式集	.....		2 1

# 「彩の国資源循環工場整備事業」募集要綱

## 第1 事業の概要

### 1 事業の名称

彩の国資源循環工場整備事業（借地施設）

### 2 事業の趣旨

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町の環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を借地方式及びPFI方式により誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

埼玉県が事業計画の募集、用地賃貸、建設から、将来の運営に至るまで、住民の方々の継続的な合意システムの下に進め、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します。事業は、数次にわたって計画し、最終的には100ヘクタールを超える広大な緑地に囲まれた産業群を整備します。

事業の運営に当たっては、徹底した情報公開による開かれた運営システムを採用します。また、埼玉県農林総合研究センターの試験圃場整備事業と一体となった大規模な公園、緑地などにより、周辺の緑と調和した潤いある環境空間を整備します。

この募集要綱は、「彩の国資源循環工場」の第1期計画のうち、借地施設について事業計画を募集するものです。

### 3 施設の概要

- |                  |                              |           |        |
|------------------|------------------------------|-----------|--------|
| (1) 施設の名称        | 彩の国資源循環工場（借地施設）              |           |        |
| (2) 建設場所         | 大里郡寄居町大字三ヶ山368（埼玉県環境整備センター内） |           |        |
| (3) 都市計画<br>（予定） | 都市計画施設                       | 産業廃棄物処理施設 |        |
|                  | 用途地域・地区等                     | 用途地域      | 工業専用地域 |
|                  |                              | 建ぺい率      | 50%    |
|                  |                              | 容積率       | 200%   |
|                  |                              | 防火地域等     | 指定なし   |

#### (4) 募集する施設及び規模

借地施設用地の全体規模は、施設用地 8.5ヘクタール（別添 1：事業用地図エリア 3～5）及びそれに付帯する緩衝緑地 2.55ヘクタール、合計 11.05ヘクタールとし、借地事業者により次の施設を建設・運営します。

施設	整備内容
リサイクル施設 資源再生施設	廃棄物の再使用又は再生使用・再資源化のための分別処理、加工等により、資源化又は商品化を行う施設。
研究施設	廃棄物の再使用、再生使用・再資源化又は減量化などに関する研究を目的とする施設。

#### (5) 建築確認

建築確認に当たっては、建築基準法第 86 条第 1 項に定める「一団地の総合設計制度」を用いるものとします。

### 4 事業の仕組み

埼玉県は、PFI 事業により「事業基盤施設」「公園・緑地施設」及び「サーマルリサイクル施設」を建設・運営します。

借地事業者は、「事業基盤施設」として造成する借地施設用地のうち当該借地事業者が事業に用いる用地（以下「借地事業用地」という。）を埼玉県から賃借し、この募集要綱及び土地賃貸借契約に基づく事業条件に基づき、「リサイクル施設」「資源再生施設」又は「研究施設」を建設・運営します。

借地事業用地の借地権は定期借地権（事業用借地権）とし、賃貸借期間は 20 年間とします。借地事業者は、賃貸借期間終了までに施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還します。

## 5 事業スケジュール

事業スケジュールは次のとおりとします。ただし、住民の合意形成、環境影響評価等の要因により、時間を要することとなった場合、設計・建設期間が短縮できる場合などにあつては、埼玉県と借地事業者の協議により、スケジュールを変更して実施することができるものとします。

項	目	期	日
	借地事業予定者の選定	平成14年	3月
	基本協定の締結	平成14年	4月
	契約の締結	平成14年	12月
	建設開始可能日	平成16年	5月（整地工事終了後）
	操業開始可能日	平成17年	10月（事業基盤整備後）
	用地の返還	平成36年	4月

## 6 借地事業者の募集・契約者

埼玉県知事 土屋義彦

## 7 本事業の事務局

埼玉県環境防災部廃棄物指導課（広域処理対策担当）

住 所 〒336-8501 さいたま市高砂3丁目15番1号

電 話 048-830-3121（直通）

F A X 048-830-4778

E-mail a3120@pref.saitama.jp

なお、本事業の募集及び契約手続きに関するアドバイザーは次のとおりです。

総合アドバイザー 株式会社あさひ銀総合研究所（さいたま市）

法律アドバイザー 東京青山・青木法律事務所（東京都港区）

技術アドバイザー 日本技術開発株式会社（東京都中野区）

## 第2 事業条件

### 1 事業の仕組み

第1-4のとおり。

### 2 借地事業用地の確定

借地事業用地として用いる用地は、施設用地（別添1：エリア3～5）のうちから、希望する場所、形状及び面積を提案してください。

埼玉県は、提案の主旨を尊重しながら、他の提案の希望との競合状況、周辺環境に及ぼす影響、景観等を総合的に考慮し、施設用地の場所、形状及び面積を変更又は指定できるものとしします。

埼玉県は、施設用地が確定した後に、緩衝緑地として施設用地の30パーセントに相当する森林・緑地を指定し、借地事業用地として借地事業業者に賃貸するものとしします。

### 3 借地事業用地の賃貸

事業期間中、埼玉県は借地事業用地に定期借地権（事業用借地権）を設定し、借地事業業者に賃貸します。土地賃貸借期間は、建設着工時から用地の返還時まで20年間とし、借地料（緩衝緑地の面積を含む。）は次表のとおりとしします。

施設用地		借地事業者の規模	1㎡当たり年額
リサイクル施設及び 資源再生施設用地		中小企業基本法に定める中小企業	1,400円
		その他の企業	1,600円
研究施設用地		-	800円

注：又はの施設との施設を併設する場合にあっては、の建物の建築に要する用地部分の面積につきの借地料を適用します。

：借地事業者の規模については、本事業を行うための子会社等を設立する場合にあっては、出資企業の規模等を勘案して、埼玉県が決定します。

### 4 施設の建て替え及び契約期間終了後の措置

#### (1) 契約期間内の建て替え等

契約期間中に施設・設備の陳腐化、法規制の強化、事業内容の変更などの理由により、施設・設備の建て替え、基幹改造等が必要となった場合にあっては、埼玉県に協議するものとしします。

埼玉県は、公害防止措置等の審査を行い、内容によっては変更を求め又は許諾しない場合があります。



## (2) 契約期間終了後の措置

本契約に定める運営期間は、第1 - 4及び5に定める期間をもって終了します。ただし、契約期間中、借地事業者が本募集要綱及び土地賃貸借契約に基づく事業条件を適正に遵守している場合、借地事業者の申し出により埼玉県は新たな契約を締結することができるものとします。

## 5 事業基盤

借地施設用地の総面積、給排水、電気等の事業基盤は次のとおりです。提案内容によっては、事業基盤の制約から提案を選定できない可能性があります。

用地総面積 施設用地 8.5ヘクタール及びそれに付帯する緩衝緑地 2.55ヘクタール、合計 11.05ヘクタール

借地施設用地の現況は、最終処分場の残存緑地です。提案された事業計画に合わせてPFI事業により整地し、賃貸します。

給 水 日量 1,200トン

寄居町水道事業により給水します。ただし、事業用地内の給水管はPFI事業により建設し、寄居町に移管します。

排 水 日量 800トン

借地施設の排水は各借地事業者が処理し、PFI事業により建設・運営する排水管に放流するものとします。

電 気 特別高圧電力及び高圧電力

電気事業者又は事業用地内のサーマルリサイクル施設の発電事業との個別契約により供給します。

## 6 負担金

### (1) 管理費負担金

借地事業者は、この事業の用に供する警備業務等につき、管理費負担金を負担するものとします。負担金の額は、PFI事業の提案に基づき埼玉県が決定します。

### (2) 地元交付金

借地事業者は、この事業で導入する第2 - 17の安全管理システムの取り決めに基づき、住民監視組織に所定の交付金を交付するものとします。

### (3) その他の負担

上水道の給水については、水道事業者から各借地施設ごとに借地事業者の負担で日量最大使用量の60%を貯水する受水槽を設けることを求められる場合があります。その他上水道、電気等の供給のために水道事業者、電気事業者等から求められる負担については、借地事業者の負担とします（PFI事業者が負担する水道事業負担金を除く。）。

## 7 受入廃棄物及び県内事業者の活用

受入廃棄物及び処理工程については、本募集要綱に基づく埼玉県審査のほか、地元住民組織等との協議を要するものとします。

また、廃棄物の受入先については、できる限り埼玉県内の事業活動に伴って生じた廃棄物を優先して受け入れるとともに、収集運搬については、県内事業者を活用するよう努めるものとします。

## 8 埼玉県の優遇措置

埼玉県は、借地施設について、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないものとします。また、埼玉県産業立地促進補助制度は適用しないものとします。ただし、埼玉県は、借地事業者が公的金融機関の低利融資等の諸制度を活用する場合には、その申請手続き等に協力するものとします。

## 9 公害防止措置

設備、ストックヤード等は建物で遮蔽するとともに、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害防止措置については、法律、条例等の規制値をさらに下回るよう努力するものとします。

提案される施設に燃焼又は焼成工程がある場合にあっては、別に定めるPFI事業募集要綱（サーマルリサイクル施設）の事業条件に準拠するものとします。

## 10 搬出入路

廃棄物、材料品、再生品等の大型車両（職員の通勤、一般営業車両等を除く。）による搬出入は、事業用地の国道254号線側から行うこととします。

## 11 操業日及び操業時間

操業日及び操業時間については、制限を設けないものとします。ただし、大型車両による深夜の搬出入は行わないものとします。

## 12 資源利用の効率性

### (1) 資源利用の効率性

施設から排出される処理後の排出物、生成物、エネルギー等については、できる限り有効利用するものとし、施設の運転又は排出物及び生成物の処理に要する上水道、電気、薬剤等の資源については、できる限り使用量を低減するものとします。

### (2) 排水のクローズド・システム

施設からの排水（生活排水を除く。）は、基本的にクローズド・システムを採用し、環境への負荷の低減を図るものとします。

### (3) ゼロ・エミッションの取組み

施設の運営に当たっては、環境マネジメントシステムの運用を図り、ISO14001の認証取得に努めるとともに、ゼロ・エミッションの実現に向けた先進的な取組みを図るものとします。

## 13 事業基盤施設整備事業への協力

埼玉県は、彩の国資源循環工場の公益性、経済性、快適性、美観等の増進を図るため、PFI事業として、サイン工事（借地施設内を除く。）、各施設の外観、デザイン等に関する調整、見学ルート計画の策定及び各施設との調整、基盤施設の保守点検、清掃及び警備（借地施設内を除く。）等の業務を行うものとし、借地事業者は、この事業基盤施設整備事業に協力するものとします。

## 14 地元雇用への配慮

施設の運営・管理に当たっては、寄居町及び小川町の雇用並びに地元企業、シルバー人材センター等の活用に配慮するものとします。

## 15 情報開示

借地事業者は、廃棄物の搬出入状況、施設の運転状況等の情報を広く開示し、透明性の高い運営に努めるものとします。

## 16 工事確認等

埼玉県は、施設の設計、施工、完成及び運営の各段階において、設計状況、施工監理状況、竣工及び運営状況につき、定期的に借地事業者から報告を受け、検査、確認を行うものとします。

## 17 安全管理システム

埼玉県及び借地事業者は、寄居町及び地元住民組織との協議により協定を締結し、施設の環境基準、安全基準を取り決めるとともに、住民の自主的な監視活動を受け入れるものとします。

借地事業者は、埼玉県が行う検査及びこの協定に基づく住民組織による立入監視、情報入手、環境測定の手立会などの監視活動に協力するとともに、住民組織による監視活動に要する費用を住民組織との協議に基づき交付するものとします。

埼玉県が行う検査又は住民の行う監視活動により、事業に支障が認められた場合、埼玉県は借地事業者に対し、操業停止、施設・運営の改善等の措置を求め、改善されないときは、運営期間にかかわらず、借地契約の解除、借地事業者の費用負担による施設の解体、撤去を求めることができるものとします。

### 第3 責任分担及び事業の継続が困難になった場合の措置

#### 1 責任分担

本事業について、埼玉県の実任範囲は概ね次のとおりとします。それ以外はすべて借地事業者が負担するものとし、詳細は契約により定めるものとします。

##### 制度・法令変更等

関係法令、許認可等の重大な「制度・法令変更」、急激なインフレーション等の「物価変動」、震災、大災害等の「不可抗力」、予測しがたい「経営環境の変化」などにより、事業の継続が困難となった場合、借地事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

##### 計画変更・遅延

事業推進上必要な「住民合意」の遅れ、環境影響評価、開発許可、都市計画決定等の行政手続きの避けられない遅れにより「計画変更・遅延」が生じることとなった場合、埼玉県と借地事業者は借地料の納入開始時期について協議するものとします。

##### 契約破棄等

埼玉県の債務不履行による「契約破棄」、埼玉県の指示、議会の不承認等による「事業の中止又は延期」となった場合、埼玉県は借地事業者に発生する損害を賠償するものとします。

## 2 借地事業者の債務不履行

### (1) 契約の解除

埼玉県は、借地事業者について次の事由が発生した場合、契約を解除できるものとし、その場合、借地事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、借地事業者は埼玉県に生ずる損害を賠償するものとし、

正当な理由なく、工事に着手すべき期間内に工事に着手しないとき  
竣工予定日から6か月以内に工事を完成する見込みがないと認められるとき

正当な理由なく、現場を放棄し、又は工事を90日以上中断したとき  
法令の規定を順守しなかったとき

前各号に掲げる場合のほか、募集要綱、契約等に定める事業条件等に違反し、  
契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき

破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続きの開始を求める申  
し立てがなされた場合

手形取引停止処分がなされた場合

### (2) 契約保証金

借地事業者は、埼玉県に借地料年額と同額の契約保証金を納付するものとし、埼玉県は契約上の義務がすべて履行され、契約が終了し借地の返還がなされたときは借地事業者から契約保証金を返還します。ただし、契約保証金に利息は付さないものとし、

借地事業者が借地料の支払い、施設の解体・撤去などの契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は埼玉県に帰属するものとし、ただし、埼玉県に契約保証金の額を超える負担、経費等の損害を生じる場合は、借地事業者はその損害を賠償するものとし、

## 第4 応募者の資格

### 1 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとし、資格審査の基準日は第5-1-(1)の参加申込書の提出締切日とします。

#### (1) 応募者の資格

提案に参加する事業者（以下「応募者」という。）は、本事業を確実に実施できる経営力及び技術力を有する企業又は企業連合とします。

#### (2) 構成員の制限

応募者は、次の項目に該当しない者とします。

地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者  
本事業のアドバイザー

### 2 代表企業の選定

企業連合で応募する場合は、代表企業を定め、代表企業がすべての手続きを行うものとします。

### 3 構成員の変更

企業連合で応募する場合は、提案書提出時までの間、構成員変更届（様式4）により代表企業以外の構成員の変更を認めるものとします。

構成員に追加する企業の資格については、第4-1に定める要件を構成員変更届提出時を基準日として審査するものとします。

### 4 応募の辞退

参加申込書提出から提案の審査決定までの間は、応募辞退届（様式5）により応募辞退を認めるものとします。

### 5 応募者の失格

応募者の構成員が次のいずれかの事項に該当することとなった場合にあっては、失格することとします。

提出書類が期限内に提出されなかったとき

提出書類に虚偽の記載があったとき

信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があったとき

代表企業が契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき

## 6 一応募者の複数提案

一応募者が同時に複数の提案を行うことができるものとします。

## 7 提案の修正禁止

一度提出された提案書類については、審査・決定までは修正又は変更は認めないものとします。ただし、審査の過程で審査委員会が求める詳細説明、修正の可能性等に対する回答については、この限りとしません。

## 8 応募・提案に要する費用

応募者が応募・提案に要する費用は、応募者の負担とします。

## 9 著作権の帰属

提案書類の著作権は、作成者に帰属するものとします。ただし、審査結果の公表、住民説明その他事業の実施に必要な限りにおいて、埼玉県が無償で使用できるものとします。

## 第 5 募集及び審査手続き

### 1 募集手続き

#### (1) 募集スケジュール

募集要綱の配布	平成13年11月6日～平成13年11月16日
参加申込書の提出	平成13年11月7日～平成13年11月21日
説明会	平成13年11月28日
質問書の受付	平成13年12月6日～平成13年12月7日
回答書の配布	平成13年12月20日まで
提案書の提出	平成14年2月4日～平成14年2月7日
提案内容に関する聴取	必要により実施
審査結果通知	平成14年3月29日まで(予定)

上記のうち、配布、提出及び受付の対応は、すべて第1-7の事務局において行います。対応する期間中であっても、土曜日及び祝祭日を除くものとします。対応する時間は、午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く。)とします。

#### (2) 応募手続き

##### 募集要綱の配布

本事業への参加を検討する企業に募集要綱を配布します。

##### 参加申込書の提出

本事業への参加を希望する応募者は、第7-1の参加申込資料を提出(直接持参に限る。)するものとします。

##### 説明会

参加申込書を提出した応募者に対し、募集要綱に関する説明会を開催します。開催時間、場所等の詳細については、後日事務局から連絡します。

##### 募集要綱に関する質問書の受付及び回答書の配布

募集要綱に関する質問がある場合、応募者は様式6により提出するものとし、回答は郵便で発送します。

##### 提案書の提出

応募者は、第7-2の提案書を提出(直接持参に限る。)するものとします。

##### 提案内容に関する聴取

審査の過程で審査委員会が求める詳細説明、修正の可能性等について、必要により提案内容に関する聴取を行います。日時、場所、方法等については、後日事務局から連絡します。



## 2 審査手続き

### (1) 審査委員会の設置

埼玉県は、有識者、住民代表、寄居町、埼玉県で構成する「彩の国資源循環工場事業化検討委員会（別添２）」を設置し、この募集要綱に基づき応募者の提案を審査するものとします。

### (2) 審査事項

審査に当たっては、「第２に記載する事業条件の達成度」「経営の安定性・確実性」及び次に掲げる評価項目について総合的に評価・審査するものとします。

#### 循環型社会の形成

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理、再利用、再生利用し、持続可能な循環型社会の形成に資するための効果的な事業であること

#### 最先端技術の導入

最先端技術を導入するなど、今後の産業廃棄物問題の解決に先導的な役割を果たすことが期待できる事業であること

#### 周辺環境への配慮

周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、操業の安全確保に努力・工夫がなされている事業であること

#### 地元産業の活性化

地元自治体の将来の産業活性化に結びつくとともに、税収・雇用の拡大に寄与する事業であること

ただし、第２ - ５に定める事業基盤の制約を勘案し、提案を選定しないことがあります。また、同種の受入廃棄物又は処理工程を提案した企業が複数ある場合には、選定する提案を制限することがあります。

### (3) 審査方法

審査委員会による応募者の提案の審査を経て、埼玉県が借地事業予定者を選定するものとします。

### (4) 審査結果及び評価の公表

埼玉県は、審査結果をすべての応募者あてに郵便で発送するとともに、後日、審査結果を講評として取りまとめ公表するものとします。応募者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとします。

## 第6 協定及び契約の締結

### 1 協定の締結

埼玉県と借地事業予定者は、事業及び契約内容の協議を行った後に基本協定を締結します。借地事業予定者（企業連合にあっては代表企業）を借地事業者とし、構成員全員が協定当事者として協定を締結するものとします。ただし、借地事業者が本事業を行うための子会社等を設立する場合にあっては、当該会社は商法上の株式会社とし、借地事業予定者としての権利及び義務のすべてを当該会社に引き継ぐものとします。

### 2 契約の締結

埼玉県と借地事業者は、事業の詳細協議及び施設の設計終了後に、借地契約を締結するものとします。

### 3 協定及び契約の解釈に疑義が生じた場合の措置

基本協定及び借地契約に疑義が生じた場合、埼玉県と借地事業者は誠意をもって協議するものとします。

契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

## 第 7 応募提出資料

### 1 参加申込資料

参加申込時には、応募者に関する次の書類を、 の資料を表紙にして、 の資料、代表企業に係る ~ の資料、構成員に係る ~ の資料の順に一冊に綴じて、1部提出してください。

参加申込書（様式 1）

提案の概要（様式 2）

構成員表（様式 3）

定款

会社概要

印鑑証明書

使用印鑑届け

法人税納税証明書

商業登記簿謄本

貸借対照表（直近 3 期）

損益計算書（直近 3 期）

## 2 提 案 書

### (1) 提案書の内容

#### 提案書提出届

- 1 提案書提出届（様式7）

#### 施 設 計 画

- 2 計画概要書（主要プロセス、特徴の説明及び労働安全対策）
- 3 希望する施設用地の場所、形状及び面積 第2-2
- 4 設計仕様書及び施設基本数値（物質収支・熱収支、用役収支）
- 5 施設全体配置図及び主要平面配置図（1/400程度）
- 6 主要システムフロー図
- 7 完成予想図（A3版・カラー）

#### 建 設 計 画

- 8 工事工程表 第2-3・16
- 9 品質管理計画

#### 運 転 管 理 計 画

- 10 廃棄物収集・処理計画 第2-7
- 11 運転管理体制 第2-9
- 12 年間稼働計画
- 13 操業日及び操業時間 第2-11
- 14 点検・補修計画
- 15 環境保全・安全管理計画 第2-9
- 16 副生成物・処理不適物の再利用・処理処分計画 第2-12
- 17 情報開示及び危機管理体制（情報開示、住民監視、危機管理等への対応計画をふくむ。） 第2-15・17

#### 経 営 計 画

- 18 長期事業収支計画表
- 19 資金調達計画
- 20 雇用計画及び納税見積額 第2-14
- 21 事業実績表

## (2) 提案書の提出方法

表紙に「彩の国資源循環工場借地事業提案書」と「応募者名」を記載し、表紙以外に応募者の社名、ロゴマーク等の応募者が分かる表示がなされないようにしてください。

規格、装丁、部数等は次のとおりとしてください。

A 3 版・横向き

文字については、横書き、A 4 版・縦向き 2 段組、基本活字 11 ポイント・40 字 × 40 行

(1)の提案項目順に一括左綴じ

30 頁以内（複数の施設の提案を同一提案書で提出する場合は原則として 50 頁以内）

20 部提出

各提案項目について、一体として記載した方が分かりやすい場合にあっては、複数項目を統合して記載できるものとします。

## (3) 表記、言語及び単位

提案、質疑、審査等の表記は横書き、用いる言語は日本語、通貨単位は円、単位は S I 単位としてください。

## (4) 図 面

図面は、J I S の建築製図通則に従って作成してください。

## (5) 使用ソフト及びフロッピーディスクの提出

提案書の作成に当たっては、文書については「Microsoft Word」、シミュレーションについては「Microsoft Excel」をできる限り使用し、提案書の提出時に提案書類を 3.5 インチフロッピーディスク又は光ディスク（CDR 等）に保存し、提出してください。

別添 1 彩の国資源循環工場事業用地図 省略

## 彩の国資源循環工場事業化検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 循環型社会の形成に欠くことのできない、廃棄物のリサイクル施設整備に向け、寄居町の環境整備センター内に、最先端の民間リサイクル施設を誘導・集積する「彩の国資源循環工場」の事業化を推進するため、彩の国資源循環工場事業化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 参加事業者募集要綱に関する事。
- (2) 事業提案の審査に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、彩の国資源循環工場に関する事。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる委員をもって構成し、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 前条委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれに充たる。

(検討委員会の公開)

第7条 検討委員会の会議は、原則公開とし、出席委員の3分の2以上の同意がある場合は、非公開とすることができる。ただし、事業提案の審査過程は非公開とする。

(関係者の出席)

第8条 検討委員会は、必要に応じて、専門知識を有するもの又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は埼玉県環境防災部廃棄物指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行する。

## 別表

敬称略 五十音順

	氏 名	職 名
有 識 者	大 塚 壮 一	埼玉大学助教授
	岸 野 順 子	(株)サンケイリビング新聞社埼玉本部編集長
	田 中 勝	岡山大学教授
	恒 松 制 治	地方自治経営学会会長
住 民 代 表	鳥 塚 守 良	寄居町鉢形地区環境問題協議会会長
	山 口 一	寄居町三ヶ山区区長
	吉 田 勇	寄居町男衾環境整備協議会会長
寄 居 町 議 会	高 橋 武 義	寄居町議会議長
	坂 本 徳 次	寄居町議会三ヶ山地域開発特別委員会委員長
寄 居 町	根 岸 安 和	寄居町助役
埼 玉 県	柿 沼 トミ子	埼玉県環境防災部長
	河 村 清 史	埼玉県環境科学国際センター研究所長
合 計		12名

注： 印は委員長、 印は副委員長。



参 加 申 込 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名 ( 企業連合の場合は企業連合名  
及び代表企業名 )

代 表 者 名

平成 13 年 11 月 6 日付け「彩の国資源循環工場整備事業 ( 借地施設 ) 募集要綱」を  
熟知した上で、同要綱第 5 - 1 - (2) - の規定に基づき、事業への参加を申し込みます。

## 提 案 の 概 要

1	企 業 名	
2	リサイクル事業 及び施設の概要	
3	産業廃棄物処理 施設の種類	
4	処理する廃棄物 の種類	
5	処 理 能 力	
6	借地希望面積	
7	事 業 実 績	

注 1 : 企業連合の場合は企業連合名を記載してください。

注 2 : リサイクル事業、施設の概要を簡潔に記載してください。

注 3 ~ 5 : 産業廃棄物処理施設設置許可申請書に準じて記載してください。

注 6 : 概ねの借地希望面積を記載してください（正確には提案書類によります。）。

注 7 : 産業廃棄物処理業及び同種施設の運営実績を記載してください。

## 構 成 員 表

応募企業（企業連合の場合は代表企業）

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
担当	組織名
	所在地
	電 話
	F A X
	E-mail

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

注：代表者名は、印鑑証明書又は使用印鑑届けを提出する者の氏名としてください。

担当の組織名は、部（支店）課 係（担当）まで記載してください。

構成員は、企業連合の場合に記載してください。

## 構 成 員 変 更 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名 (企業連合の場合は企業連合名  
及び代表企業名)

代 表 者 名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業(借地施設)募集要綱」第4-3の規定に基づき、構成員を下記のとおり変更します。

## 記

## 構成員から除外する企業

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
除外する理由	

## 構成員に追加する企業

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
追加する理由	

応 募 辞 退 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名 ( 企業連合の場合は企業連合名  
及び代表企業名 )

代 表 者 名

平成 13 年 11 月 6 日付け「彩の国資源循環工場整備事業 ( 借地施設 ) 募集要綱」第  
4 - 4 の規定に基づき、応募を辞退します。

## 募集要綱に関する質問書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名（企業連合の場合は企業連合名  
及び代表企業名）

代 表 者 名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（借地施設）募集要綱」第5-1-(2)-の規定に基づき、下記のとおり質問します。

記

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

注：質問箇所は、募集要綱の該当頁と項目番号を記載してください。

質問事項が多数ある場合は、次頁に続けて記載してください。

提 案 書 提 出 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名 ( 企業連合の場合は企業連合名  
及び代表企業名 )

代 表 者 名

平成 13 年 11 月 6 日 付 け 「 彩 の 国 資 源 循 環 工 場 整 備 事 業 ( 借 地 施 設 ) 募 集 要 綱 」 を  
熟 知 し た 上 で 、 同 要 綱 第 5 - 1 - ( 2 ) - の 規 定 に 基 づ き 、 提 案 書 を 提 出 し ま す 。